



橋本市告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2で準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

平成18年 9月12日

橋本市長 木下 善



1. 大字恋野字墓之尾に名称変更する区域

大字恋野字清重郎尾の一部、字中之坂の一部、字長二芝の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

2. 大字恋野字鳴迫に名称変更する区域

大字恋野字清重郎尾の一部、字墓之尾の一部、字中之坂の一部、字赤坂の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

3. 大字恋野字中之坂に名称変更する区域

大字恋野字鳴迫の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

4. 大字恋野字中切に名称変更する区域

大字恋野字長二芝の一部、字西平山の一部、字奥之谷の一部、字岩橋の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

5. 大字恋野字長二芝に名称変更する区域

大字恋野字墓之尾の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

6. 大字恋野字尾崎に名称変更する区域

大字恋野字西平山の一部、字東迫の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

7. 大字恋野字西平山に名称変更する区域

大字恋野字尾崎の一部、字岩橋の一部、字奥之谷の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

8. 大字恋野字奥之谷に名称変更する区域

大字恋野字西平山の一部、字中切の一部、字長二芝の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

9. 大字恋野字東迫に名称変更する区域

大字恋野字奥之谷の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

10. 大字恋野字清重郎尾に名称変更する区域

大字恋野字奥之谷の一部、字東迫の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。

11. 大字恋野字岩橋に名称変更する区域

大字恋野字西平山の一部、字中切の一部、字土井の一部

地番については、平成18年1月30日現在である。